# やまがたグローバル共創企業認定制度実施要綱

（目的）

第１条　外国人材を雇用し、従業員の能力・士気向上や人材の定着、自社の成長や地域社会との共生に向けた取組を進めている企業等を「やまがたグローバル共創企業」として認定し、その取組等を広く公表することで、外国人材が安心して働き、地域に定着できる環境づくりを促進することを目的とする。

（申請要件）

第２条　やまがたグローバル共創企業の認定を受けようとする者は、次の各号のいずれも満たすものとする。

⑴　山形県内に活動拠点を有する企業、事業所、法人、団体等（国及び地方公共団体を除く。以下「企業等」という。）であること。

⑵　外国人材（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第１の２の表に掲げるいずれかの在留資格を有する者）を１名以上雇用している（申請日が属する年度内に外国人材が０名となることが確実な場合を除く）こと。

⑶　企業等が山形県暴力団排除条例（平成23年県条例第26号）第２条第１項に規定する暴力団又は企業等の役員若しくは関係者が同条第２項に規定する暴力団員若しくは第３項に規定する暴力団員等ではないこと。

⑷　過去３年間において、労働関係法令又は出入国関係法令に関して不正又は著しく不当な行為をしていないこと。

⑸　公序良俗に反する事業を行っていないこと。

⑹　山形県税等に未納がないこと。

（認定区分・要件）

第３条　認定区分・要件は、企業等の取組段階に応じて、次のとおりとする。

⑴グローバル認定

→　別表「認定基準」に定める13の取組のうち、必須の取組を含め、全体の５割（７の取組）以上を満たす企業等

⑵ゴールドグローバル認定

→　別表「認定基準」に定める13の取組のうち、必須の取組を含め、全体の７割（10の取組）以上を満たす企業等

⑶ダイヤモンドグローバル認定

→　別表「認定基準」に定める13の取組の全てを満たす企業等

（申請）

第４条　前条のいずれかの認定を受けようとする企業等（以下「認定申請者」という。）は、やまがたグローバル共創企業認定申請書（様式第１号）に、誓約書（様式第２号）その他必要な書類を添付の上、知事に提出するものとする。

２　前項の申請書を提出できる期間は、知事が別に定める。

（審査）
第５条　知事は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかに審査を行うものとする。
２　知事は、前項の審査に当たっては、認定申請者に対し、審査に必要な情報の聞き取りや資料の提出、現地調査等を求めることができる。

（認定等）
第６条　知事は、前条の審査により要件を満たすこととなった場合、やまがたグローバル共創企業として、第３条に規定するいずれかの区分に認定（以下「認定企業」という。）する。
２　知事は、認定企業に対し、認定証及び認定マークを交付する。
３　認定の有効期間（以下「認定期間」という。）は、認定した日から起算して３年を経過する日の属する年度の末日とする。
４　知事は、認定企業の名称や所在地、認定された取組等について、県のホームページ等で広く周知を図るものとする。

（認定の更新）
第７条　認定企業は、認定の更新を希望する場合は、認定期間が満了する日の３か月前までに、改めて第４条の規定に基づき申請を行い、第５条の規定に基づく審査を受けるものとする。

（変更の届出）
第８条　認定企業は、申請内容に関する次の各号のいずれかに変更が生じた場合は、速やかに、やまがたグローバル共創企業認定変更届出書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。
⑴　認定企業の名称
⑵　認定企業の所在地
⑶　認定企業の代表者の職・氏名

（辞退の届出）
第９条　認定企業は、事業を廃止したとき、又は第２条に定める要件（第２号除く）に該当しなくなった場合は、速やかに、やまがたグローバル共創企業認定辞退届出書（様式第４号）を知事に提出し、直ちに、認定証及び認定マークの使用を中止しなければならない。

（認定の取消）
第10条　知事は、認定企業が次の各号のいずれかの事項に該当するときは、認定を取り消すことができる。
⑴　第２条（第２号除く）又は第３条の要件を満たさなくなったとき
⑵　虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき
⑶　その他、知事が認定企業としてふさわしくないと判断したとき
２　知事は、前項の規定により認定の取消をするときは、やまがたグローバル共創企業認定取消通知書（様式第５号）により、認定企業に通知するものとする。

３　前項の取消通知書を受理した認定企業は、当該通知を受理した日から、認定証及び認定マークの使用を中止するとともに、速やかに、知事に認定証を返納しなければならない。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年11月26日から施行する。

別表（第３条関係）認定基準

| 取　組 | | |
|---|---|---|
| １　人事・給与 | ⑴ | **【必須】給与体系や福利厚生等について、日本人と外国人材とで同等の制度となっている。** |
| | ⑵ | 外国人材を役員※１又は管理職※２に登用している。<br>※１　会社法第329条第１項に規定する「役員」<br>※２　労働基準法第41条第２項に規定する「管理監督者」 |
| | ⑶ | 定期的に面談を実施して具体的なキャリアプランを提示するなど、キャリアアップできる環境整備に取り組んでいる。 |
| ２　職場環境・社内理解 | ⑷ | **【必須】業務内容や職場での人間関係等を相談できる体制（相談窓口の設置、メンター制度等）を整備している。** |
| | ⑸ | 社内規定（就業規則、業務マニュアル等）を多言語化している。 |
| | ⑹ | 風通しの良い職場環境づくり（異文化理解に関する研修、社内レクリエーション等の実施）に配慮している。 |
| ３　企業・従業員の成長への寄与 | ⑺ | **【必須】外国人材の雇用を契機とした組織の活性化や新たな事業展開などの企業成長に向けた取組を実施している。** |
| | ⑻ | 語学学習や業務に必要な資格取得など、従業員のスキルアップへの支援を行っている。 |
| ４　生活環境支援 | ⑼ | **【必須】外国人材が地域コミュニティと交流する機会（行事、イベント、清掃活動などへの参加）を設けている。** |
| | ⑽ | **【必須】生活マナーやゴミ出しのルールなど、日常生活を送る上での留意点等について、定期的に確認・説明を行っている。** |
| | ⑾ | 社員寮や借り上げ住宅の整備など住居の確保に関する支援、又は家賃補助や引っ越し費用の補助など経済的な支援を行っている。 |
| | ⑿ | 日常生活（各種行政手続き、医療・介護等）やライフイベント（結婚、出産・育児、住居購入等）に係る情報提供、サポート体制を整備している。 |
| | ⒀ | 山形県外国人相談ワンストップセンターなど、生活支援に関する相談窓口の情報提供を行っている。 |